

岩手県告示第 492 号

海岸休養施設条例の一部を改正する条例（平成 17 年岩手県条例第 94 号）附則第 2 項の規定により、岩手県立種市漁港海岸休養施設の利用料金を次のとおり承認した。

平成 18 年 3 月 31 日

岩手県知事 増 田 寛 也

- 1 表 1 に掲げる額
- 2 海岸休養施設条例の一部を改正する条例による改正後の海岸休養施設条例（平成 11 年岩手県条例第 31 号。以下「改正後の条例」という。）第 3 条第 1 項各号に掲げる行為の許可を受けた場合にあっては、表 2 に掲げる額

表 1 休養施設の利用料金

区 分		単 位	利用料金
キャンプ広場		1 日までごとにテント 1 張につき	円 1,000
駐車場	4 輪以上の自動車 1 台 1 回につき	乗車定員数が 30 名以上のもの	0
		乗車定員数が 11 名以上 30 名未満のもの	0
		乗車定員数が 10 名以下のもの	0
ロッカー		1 回につき	100
シャワー	小学校児童及び 中学校生徒	1 回につき	100
	その他の者	1 回につき	200

備考 1 幼児のシャワーに係る利用料金は、無料とする。

2 「1 日まで」とは、宿泊を含む 1 両日とする。

表 2 改正後の条例第 3 条第 1 項各号に掲げる行為の許可を受けた場合の利用料金

1 件 1 日につき 1,000 円